

仕 様 書

1. 調達件名

ICMRA サミット対面会合及び二国間会合における日英、英日通訳業務

2. 目的

令和5年11月にオーストラリア(メルボルン)で開催される ICMRA (International Coalition of Medicines Regulatory Authorities) サミット対面会合及び二国間会合において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下、「機構」)からの出席者4名を支援するため、日英、英日同時通訳・逐次通訳業務の委託を行う。

3. 委託業務の内容

- (1) 通訳者は、医薬品及び医療機器の薬事規制並びに薬事行政の用語に精通し、科学的及び行政的に正確でわかりやすい通訳を行うこと。
- (2) ICMRA サミット対面会合は11月13日(月)から11月16日(木)までの日程で行われる。また、二国間会合は ICMRA サミット対面会合の期間中に行われる。これを踏まえ、上記の会合日程のうち、11月13日(月)から11月15日(水)に通訳者(11月13日は2名、11月14日及び11月15日は3名)を手配し、出席者4名の業務が滞りなく実施できる体制で、ICMRA サミット対面会合(別紙:②、③)では同時通訳、ICMRA 会合の開催がない時間帯に実施される二国間会合(別紙:①)では逐次通訳を行うこと。ただし、出席者4名は一団となって行動する前提で良い。なお、ICMRA サミット対面会合では、海外からの発言及び講演について英日の同時通訳を行うことに加え、一部の質疑応答について日英の逐次通訳を行う場合がある。また、現時点では別紙のとおり日程及び拘束時間を想定しているが、各日の ICMRA サミット対面会合の会合時間及び二国間会合の実施件数については、現時点で未定のため、拘束時間延長等の可能性がある。
- (3) 同時通訳は簡易同時通訳機器(以下「通訳機器」)を用いて行う。同時通訳者用の送信機3台及び出席者4名分の受信機+予備1台を準備すること。なお、通訳機器の会場への持ち込みは基本的に受託者が行うことを想定しているが、通訳機器の会場への持ち込みを機構出席者に依頼する場合は、受け渡す通訳機器を機構が指定する日(出席者出発日の前営業日等を想定)までに確実に機構出席者に受け渡すこととし、返却方法等についても機構負担が発生しないよう手配すること。また、依頼時には受け渡す通訳機器のリストの提供等をはじめとして、受け渡しから返却までの一連の流れを必ず説明すること。

4. 契約条件

- (1) 契約単価は、通訳者費用については通訳者 1 名 1 時間あたりの単価とし、通訳機器・通訳者の旅費・ビザ取得等の経費については一式とする。なお、経費の実費が契約価格を超過した場合の差額の支払いは行わない。
- (2) 1 日の拘束時間が 1 時間未満の場合は、1 日ごとにそれぞれ切り上げる。別紙に掲げる表よりも 1 日あたりの拘束時間が短くなった場合であっても、記載している拘束時間（予定数量 76 時間）にて精算を行う。
- (3) 当日、通訳者の実際の拘束時間が 1 日 8 時間を超えた場合には、通訳者費用の時間単価に 100 分の 125（小数点以下切捨て）を乗じて得た額に超過時間（1 時間単位、端数は四捨五入）を乗じた代金を支払うこととする。
- (4) 延長により 22 時を超過した場合は、前項の 100 分の 125 を 100 分の 150 に読みかえる。
- (5) 通訳機器について機構は機材の故障・破損・紛失・盗難等による損害に対する補償を一切行わないため、保険加入等必要な措置を取り、保険料等必要な費用をあらかじめ含むこと。また、機構出席者が輸送を行う場合、通訳機器は機内に持ち込まず預かり手荷物となる可能性がある。超過手荷物料金が発生した場合の費用については受託者が負担すること。その他、通訳機器の会場の持ち込みにかかるすべての費用を受託者が負担すること。
- (6) 通訳音声を ICMRA が二次使用する可能性があるが、機構はそのための追加費用を負担しない。なお、機構は通訳音声を二次使用しない。
- (7) 業務完了後、契約期間の末日（令和 5 年 12 月 28 日）までに業務完了報告書を国際部宛てに提出すること。

5. 履行場所

オーストラリア・メルボルン：Rydges Melbourne
(186 Exhibition St, Melbourne VIC 3000)

6. 契約期間

契約を締結した日～令和 5 年 12 月 28 日（木）

7. 受託者の要件

- (1) 過去 5 年間に、複数の薬事・薬学分野の団体への日英、英日通訳派遣実績を有していること。
- (2) 派遣の通訳者（不測の事態に伴う代理の通訳者も含む）が以下に掲げる要件を全て満たすこと。
 - 国際会議、学会、セミナーでの同時通訳・逐次通訳の経験が 10 年以上の実績を有すること

- 一般的な行政用語に加え、医薬品及び医療機器等に関する行政用語にも日英ともに精通していること
 - 科学的及び行政的に正確でわかりやすい日英、英日同時通訳・逐次通訳を行えること
 - 規制当局の長官級等のハイレベルなメンバーとの会話に適した英語の語彙や言い回しを用いた通訳が行えること
 - やり取りの内容を漏れなく同時通訳・逐次通訳できること
 - 通訳機材の取扱いに精通しており会場の音響状況や機材の技術的トラブルに適切に対処できること
- (3) 落札後、機構が指定する日までに通訳者の経歴・実績を速やかに 機構へ提出すること。また、機構が上記（2）を満たしていないと判断した場合は他の通訳者を手配すること。
- (4) 通訳者の能力・適性等を適切に把握し、無理なくかつ効率的な派遣計画に基づき、上記（2）に示す通訳者を手配できること。
- (5) 通訳者間、社内の連絡体制が緊密であり、機構からの指示等に迅速かつ正確に対応できること。
- (6) 不測の事態があっても、代理の通訳者を準備できるなど、リスク管理体制が整っていること。
- (7) 通訳者において、業務を滞りなく実施するために必要な新型コロナウイルス対策が取られていること。

8. 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、通訳者として受託者の従業員ではない者を手配する場合については再委託には該当しない。

9. 機密保持

受託者（受託者が本受託業務の目的で派遣する通訳者を含む）は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。

受託者は「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。

10. 発生した著作権等の帰属

本受託業務によって受託者（受託者が本受託業務の目的で派遣する通訳者を含む）が制作した成果物及び成果物制作のために作成された著作物の著作権及び所有権等は、著作権法第 21 条から第 28 条に規定される権利を含めて機構に帰属すること。

11. その他

本仕様書に掲げる事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、機構担当者と協議のうえ、指示に従うこととする。

1 2. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国際部 奥平 真一、高橋 美宇、勝田 真理子、巽 健

電話： 03-3506-9456

FAX： 03-3506-9417

Email: training-tuyaku●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。